

## 第1章 はじめに

### 第1節 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第4条において、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」と市町村の責務について規定するとともに、第6条では、一般廃棄物処理計画について次のように定められています。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

見附市（以下「本市」という。）は一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）について、ごみ処理と生活排水処理とに分けて策定すること、目標年次を10年から15年先において、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしています。

本計画の作成にあたっては、これまでの一般廃棄物処理事業の実体を把握して今後の課題を整理することにより、適正かつ合理的な一般廃棄物処理が行えるように計画を策定するものとします。これにより、一般廃棄物処理事業を円滑に推進し、住民の快適な生活環境づくりに寄与するものとします。

## 第2節 本計画の位置付け

本計画は廃棄物処理法第6条の規定に基づき策定し、中・長期の計画的な廃棄物の処理を図るものとします。

本計画の位置付けを図1-2-1に示します。

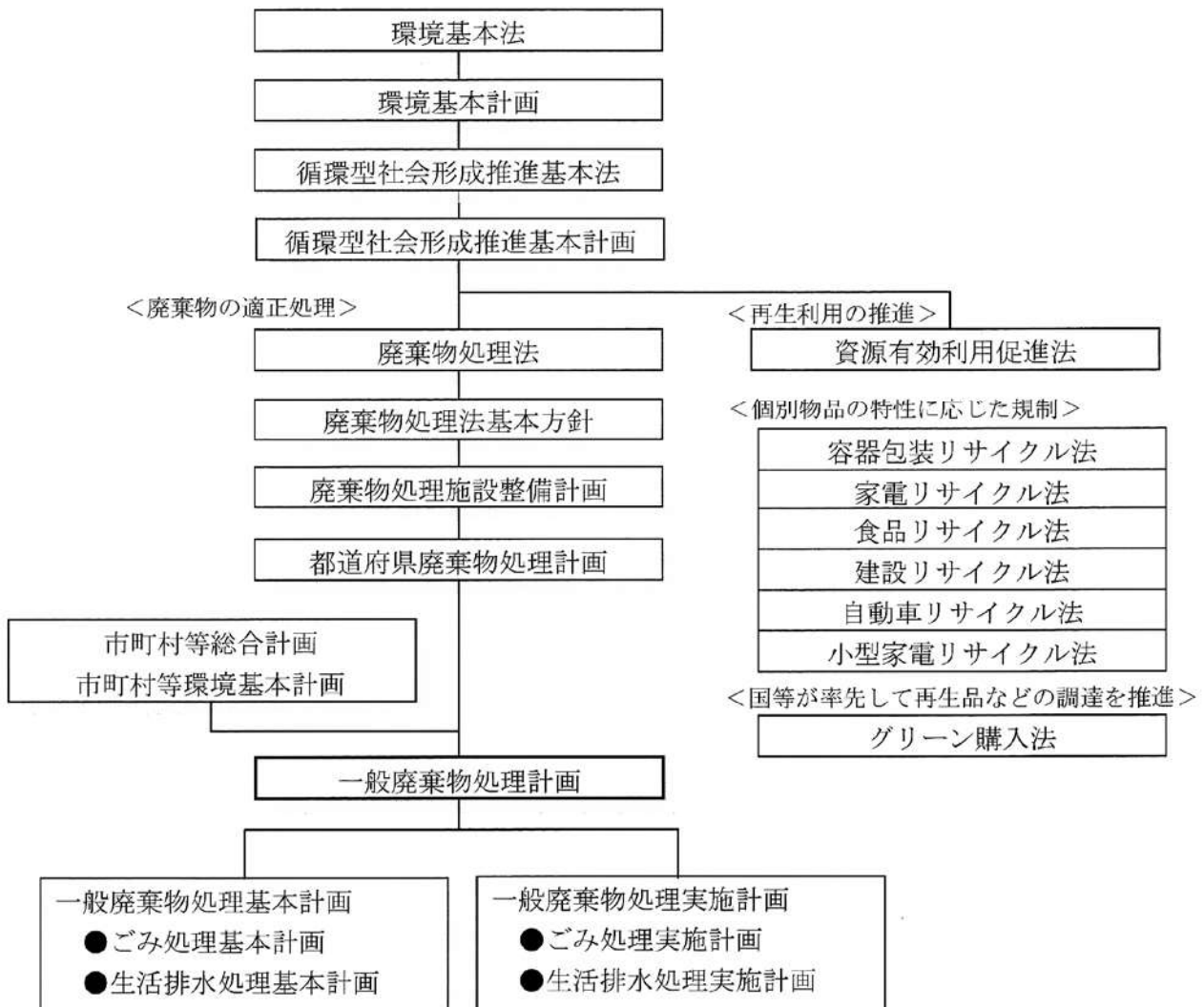


図1-2-1 本計画の位置付け

## 第3節 本市の廃棄物行政における他の計画

### 1. 見附市第5次総合計画（前期基本計画）（平成28年3月策定）

地球環境問題を私たちの地域や日常生活の中で見つめ直し、発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）を行う「3R（スリーアール）の取り組みにより、人に心地よい環境づくりを進めていくことを目標とし、各種施策を講じることとしています。

表1-3-1に見附市第5次総合計画（前期基本計画）に掲げた主要事業を示します。

表 1 - 3 - 1 見附市第 5 次総合計画（前期基本計画）の主要事業

主 要 事 業
・ごみの分別による再資源化を図り、家庭や事業所のごみ減量化を推進します。
・地域との連携を図りながら、生ごみの分別収集による再資源化を推進します。
・クリーン作戦など、市民との協働により不法投棄させない環境づくりを推進します。
・地域自らが実践する環境活動・環境教育を支援します。
・廃棄物処理・リサイクル体制を整備します。

2. 見附市環境基本計画（平成 22 年 3 月策定）

生活環境分野（廃棄物）では「廃棄物を減らし、適正処理を推進します」、資源・地球環境分野（廃棄物のリサイクル）では「循環型社会を目指し、再利用・リサイクルを推進します」を環境目標としています。

表 1 - 3 - 2 に見附市環境基本計画に掲げた施策を示します。

表 1 - 3 - 2 見附市環境基本計画の施策

分 野	施 策
廃 棄 物	廃棄物処理計画の推進
	ごみ減量化の推進
	適正処理の推進
	効率的な収集体制の構築
	事業系ごみ減量化の促進
	清潔なまちづくりの推進
廃棄物の リサイクル	リユース・リサイクルの促進
	環境教育・啓発活動による市民意識の向上

